

2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

勸告	説明図表番号
<p>各府省が策定している業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄を推進し、執務可能な環境をあらかじめ確保しておく必要がある。「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次）」（平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ）では、各府省は、全職員の3日分程度の食料、飲料水等を備蓄することとされた。その後、中央防災会議の下に設置された首都直下地震対策検討ワーキンググループの「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月19日）を踏まえ、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」では、各府省は、首都直下地震発生時に、職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄することとされた。</p>	<p>表2-①</p> <p>表2-②</p>
<p>なお、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、中央省庁は、平成28年までに、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資（食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等）の備蓄率を100%にすることを目指すこととされている。</p>	<p>表2-③</p>
<p>今回、19府省計178機関（本府省24機関及び地方支分部局154機関。以下「調査対象機関」という。）において、非常時優先業務等を実施するために必要な物資（食料、飲料水、簡易トイレ及び毛布の4品目。以下「調査対象物資」という。）の備蓄状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>(1) 備蓄の目標量の設定</p> <p>備蓄の目標量は、各機関又はその上部機関がそれぞれ定めており、業務継続計画に目標量の総量や一人一日当たりの量を明記している例や、上部機関が下部機関分を含めて具体的に定めている例がみられた。</p>	<p>表2-④</p>
<p>一方、業務継続計画が策定されていない、業務継続計画等において備蓄の目標量が明確に定められていないなどのため、当省の調査時点において、備蓄の目標量が、調査対象物資の全てについて定められていない例（4府省計8機関、延べ32品目）や、調査対象物資の一部について定められていない例（8府省計45機関、延べ57品目）がみられた。また、これらの中には、備蓄が全く行われていない例（7府省計28機関、延べ36品目）がみられた。</p> <p>なお、備蓄の目標量が定められていない例を品目別にみると、食料は4府省計10機関、飲料水は4府省計10機関、簡易トイレは8府省計28機関、毛布は7府省計41機関において備蓄の目標量が定められていなかった。</p>	<p>表2-⑤</p>
<p>(2) 計画的な備蓄の実施</p> <p>調査対象機関の中には、調査対象物資について、既に目標量を満たす量を備蓄して</p>	<p>表2-⑥</p>

<p>おり、今後も賞味期限を勘案した調達計画に基づき、計画的に備蓄することとしている例がみられた。</p> <p>一方、調査対象機関のうち備蓄の目標量を定めているもの（19 府省計 170 機関、延べ 623 品目）の中には、当省の調査時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例（5 府省計 34 機関、延べ 87 品目）がみられ、これらの中には備蓄が全く行われていない例（3 府省計 6 機関、延べ 7 品目）もみられた。また、目標量を満たす時期が未定となっている例を品目別にみると、食料は 5 府省計 27 機関、飲料水は 5 府省計 27 機関、簡易トイレは 5 府省計 15 機関、毛布は 5 府省計 18 機関において目標量を満たす時期が未定となっている。</p> <p>目標量を満たす時期が未定となっている原因として、①予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないこと、②調達計画を策定しているが、賞味期限が過ぎた備蓄物資の更新を勘案したものとなっていないことなどが考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、災害時の業務継続性の確保を図り、非常時優先業務等を実施するために必要な物資の備蓄を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 調査対象物資の備蓄の目標量について、一人一日当たりの量を明記した業務継続計画を策定するなどにより、具体的に定めること。（国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>② 調査対象物資について、業務継続計画等に定められた目標量を満たすよう、賞味期限を勘案した調達計画等を策定し、それに基づき、計画的に備蓄すること。（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）</p>	<p>表 2-⑦</p>
---	--------------

表 2-① 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第 2 次）（平成 24 年 5 月 29 日
首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞

3 災害対策本部等の執務環境の確保

③ 執務環境の確保

非常時優先業務を実施する執務室内の什器等の固定を確実に行うとともに、食料・水だけでなく、簡易トイレや毛布等を含めて、少なくとも職員 3 日分の備蓄について、各府省庁において本年夏までにその確保方針をまとめる。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 2-② 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第 2 節 政府の業務継続への備え

3 執務環境

政府は、首都直下地震発生時に、1 週間にわたり中央省庁の庁舎に職員が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員等の 3 日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第 1 章 4 により下水道の利用支障は 1 か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。

(5) (略)

4 教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 評価の実施及び計画の見直し

政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、

その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。

各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）〈抜粋〉

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 政府全体としての業務継続体制の構築

首都直下地震発生時には、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は実施計画において定めるものとする。

(ア)内閣機能

(イ)被災地域への対応

(ウ)金融・経済の安定

(エ)国民の生活基盤の維持

(オ)防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ)外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の 6 つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、東京都は実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

【目標】

(i) 執行体制及び執務環境の確保【各府省等】

- ・ 首都直下地震発生時に、1 週間にわたり中央省庁の庁舎において非常時優先業務を実施することができる執行体制及び執務環境を確保する。

【具体目標】

(前略)

○ 物資の備蓄

- ・ 参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員等の 3 日分程度の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の備蓄率平成 28 年 100%を目指す。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-④ 業務継続計画等において備蓄の目標量を具体的に定めている例、上部機関が下部機関分を含めて目標量を定めている例

府省名	機関名	事例の概要
国土交通省	気象庁	<p>○ 気象庁本庁災害対策要領（平成 26 年 7 月改定）＜抜粋＞</p> <p>第 2 編 事例別対応編</p> <p>第 7 章 首都直下地震発生時の気象庁本庁業務継続計画</p> <p>第 3 節 事前準備</p> <p>2 庁舎・設備・備蓄 （前略）</p> <p>○非常食糧</p> <p>備蓄量は、首都直下地震発生時に非常時優先業務等を実施するに足りる量として、<u>参集要員の 1 週間分及び参集要員以外の職員の 3 日間分に、外部の帰宅困難者用（※）として上記の 10%程度の人数の 3 日分を加えた 1.7 万食（一人が 1 日間に必要な量：3 食）を備蓄する。</u></p> <p>被災状況の長期化により、非常食糧の不足が見込まれる場合には、他官署からの備蓄食糧の搬入等についても検討する。</p> <p>○飲料水</p> <p>非常食糧と同様に、<u>1.7 万 ℓ（一人が 1 日間に必要な量：3ℓ）の水を、地下 2 階及び屋上貯水槽からの供給により確保する。</u>なお、現在貯水槽には平常時約 10.5 万 ℓ（満水時 13 万 ℓ の約 8 割）の水が確保されているが、貯水槽が損傷することも考慮し、ペットボトル等による備蓄についても一定量確保しておく。</p> <p>○トイレ</p> <p>非常食糧と同様に、<u>簡易トイレを 3.5 万回分（一人が 1 日間に必要な量：6 回分）備蓄する。</u></p> <p>○宿泊</p> <p>非常時優先業務を実施する職員が庁舎内に宿泊するための宿泊用具（簡易ベッド、布団等）を準備し、所要人数に応じて払い出す。また、庁舎内に宿泊することが困難な場合は近隣の宿泊施設を確保する。</p> <p>なお、<u>毛布については、職員及び外部帰宅困難者用として、1,400 枚を準備する。</u></p> <p>（※）首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月）において、国が所有・管理する施設について、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れること、また、帰宅困難者の</p>

府省名	機関名	事例の概要								
		<p>ために、例えば10%程度の量を余分に備蓄することも検討していくこととされている。</p> <p>(後略)</p>								
財務省	横浜税関	<p>横浜税関は、災害用物品配備基準計画表（平成26年7月改定）を策定し、次表のとおり、備蓄の目標量（配備基準）を定めている。</p> <p>表 横浜税関における調査対象物資の備蓄の目標量</p> <table border="1" data-bbox="520 577 1428 772"> <tr> <td>食料</td> <td>: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>: 職員全員数（1人1枚）</td> </tr> </table> <p>(注) 横浜税関の資料に基づき、当省が作成した。</p>	食料	: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日	飲料水	: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日	簡易トイレ	: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日	毛布	: 職員全員数（1人1枚）
食料	: 参集要員数×3食×7日、参集要員以外の職員数×3食×3日									
飲料水	: 参集要員数×30×7日、参集要員以外の職員数×30×3日									
簡易トイレ	: 参集要員数×5枚×7日、参集要員以外の職員数×5枚×3日									
毛布	: 職員全員数（1人1枚）									
厚生労働省	福岡労働局	<p>○ 福岡労働局防災業務・業務継続に関する実施要領（平成25年9月11日）＜抜粋＞</p> <p>第4 防災に関する教育訓練等の取組み</p> <p>2 非常用の備品の備蓄</p> <p>局及び署・所においては、災害時の利用に供するため、水・非常食（局は3日分、署所は2日分【将来的には3日分】）、その他必要な備品を備蓄することとする。具体的な備蓄内容については以下のとおりとする。</p> <p>① 水（1日あたり3リットル）（ペットボトル）を所属の職員人数分</p> <p>② 非常食カンパン（1日あたり500g）を所属の職員人数分</p> <p>③ 非常備品として、局内各課室、各署所ごとに、以下のとおり備えておくこととする。</p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易トイレ：全職員分（1日あたり7回分） ・ 毛布：全職員分 <p>(後略)</p>								

(注) 当省の調査結果による。

表2-⑤ 備蓄の目標量が定められていない例

府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等	
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布		
国家 (警察 委員会)	警察庁本庁				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月に毛布の目標量を設定。	
	東北管区警察局			●	●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	中国管区警察局				●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	東北管区行政評価局				●	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	近畿管区行政評価局			●		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年2月にB C Pを改定し、目標量を設定。平成27年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	東京行政評価事務所	○	○	●	●	B C Pが策定されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを策定し、目標量を設定。平成27年3月時点で、食料、簡易トイレ、毛布については目標量を備蓄済み。	
	神奈川県行政評価事務所			●		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年4月にB C Pを改定し、目標量を設定。平成27年4月時点で目標量を備蓄済み。	
	千葉県行政評価事務所	●	●	●	●	B C Pが策定されていない。 なお、平成26年12月25日にB C Pを策定。平成27年2月に目標量を設定し、同年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	新潟行政評価事務所	●	●		●	B C Pが策定されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを策定し、目標量を設定。平成27年3月時点で目標量を備蓄済み。	
	東北総合通信局				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、B C Pを改定し、目標量を設定する予定。	
総務省	北陸総合通信局			○		B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	中国総合通信局	○	○	○	○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年6月にB C Pを改定し、目標量を設定。平成27年6月時点で食料及び毛布については目標量を備蓄済み。	
	東京法務局	○	○	○	○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成26年12月26日にB C Pを改定し、目標量を設定。	
	福岡法務局	○	○	○	●	平成28年度に予定されている新庁舎完成後、目標量を設定する予定。	
	長崎地方法務局				●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	仙台入国管理局				○	B C P等に目標量が明記されていない。	
	東京入国管理局	○	○	○	●	B C P等に目標量が明記されていない。	
	名古屋入国管理局				○	B C P等に目標量が明記されていない。	
	法務省						

府省名	機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
財務省	北海道財務局			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東北財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	北陸財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	近畿財務局			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	中国財務局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	福岡財務支局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	釧路財務事務所			○	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東京財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	横浜財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	新潟財務事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東海北陸厚生局			●	○	B C Pが策定されていない。
	近畿厚生局	○	○	○	●	B C Pが策定されていない。
	四国厚生支局	○	○		●	B C Pが策定されていない。
	広島労働局			●		B C P等に目標量が明記されていない。
厚生労働省	広島北労働基準監督署			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	福山労働基準監督署			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	広島東公共職業安定所			●		B C P等に目標量が明記されていない。
	東かがわ労働基準監督署			○		B C P等に目標量が明記されていない。
	高松公共職業安定所			○		B C P等に目標量が明記されていない。
	東北地方整備局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	北陸地方整備局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	九州地方整備局			●		飲料水、食料を優先して備蓄を進めてきたため。
	東京第一営繕事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年3月にB C Pを改定し、目標量を設定。 なお、平成27年1月にB C Pを改定し、目標量を設定。
	千葉国道事務所				○	B C P等に目標量が明記されていない。 なお、平成27年1月にB C Pを改定し、目標量を設定。
国土交通省	長崎河川国道事務所			●	●	B C P等に目標量が明記されていない。
	東北運輸局				○	B C P等に目標量が明記されていない。
	東海運輸支局				●	B C P等に目標量が明記されていない。
	東京航空局				●	B C P等に目標量が明記されていない。
	福岡管区気象台				●	B C P等に目標量が明記されていない。
	長崎地方気象台			○	●	B C P等に目標量が明記されていない。
環境省	環境省本省				○	飲料水、食料を優先して備蓄を進めてきたため。
	北海道地方環境事務所	○	○	●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
防衛省	東北地方環境事務所			●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	中国四国防衛局			●	○	B C P等に目標量が明記されていない。
	九州防衛局			●	○	B C P等に目標量が明記されていない。

(注)1 当省の調査結果による。

2 本府省は平成27年4月1日時点(27年3月6日に本府省の調査結果の概要(26年12月1日時点の状況)について中間公表しているため。以下同じ。) 、 地方支分部局は26年12月1日時点において、備蓄の目標量が定められていない例について記載した。

3 「備蓄の目標量が定められていない品目」欄は、目標量が明確でなく備蓄が全く行われていない品目については「●」、目標量が明確ではないが備蓄は行われている品目については「○」を記載した。

4 「B C P」は業務継続計画を表す。また、「B C P等」には、調達計画、備蓄基準等、業務継続計画以外で目標量が明記されているものを含む。

表 2-⑥ 既に目標量を備蓄しており、賞味期限を勘案した調達計画を策定している例

府省名	機関名	事例の概要
経済産業省	経済産業省 本省	<p>調査対象物資について、平成 26 年 12 月 1 日時点で、目標量（参集要員の 7 日分、参集要員以外の 3 日分）を満たす量を備蓄している。</p> <p>また、品目ごとに平成 33 年度までの毎年度の繰越数、新規購入数、廃棄数及び年度末数を定めた調達計画を策定し、今後も計画的に備蓄することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-① 目標量を満たす時期が未定となっている例

府省名	機関名	目標量を満たす時期が未定となっている品目				未定となっている理由等
		食料	飲料水	簡易トイレ	毛布	
法務省	千葉地方法務局	○	○	○	○	平成28年度までに全職員の3日分を備蓄し、同年度以降に参集要員の7日分を備蓄する予定。具体的な調達予定数量を定めていないため。
	徳島地方法務局	○				保管場所の確保が困難であるため。
	北海道財務局	○	○			保管場所の確保が困難であるため。
	近畿財務局	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
財務省	福岡財務支局	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	釧路財務事務所	○	○			予算や保管場所等の範囲内で調達しているため。
	東京財務事務所	○	○			予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	千葉財務事務所	○	○	●	○	賞味期限の過ぎた備蓄物資の更新はその都度行っているとしており、調達計画では平成25年度に目標量を充足していることになっている。しかし、調達計画は賞味期限を勘案したものとなっていないため、平成26年12月1日時点で目標量を満たしておらず、目標量を満たす時期が未定。
厚生労働省	麻布税務署		○			賞味期限の過ぎた備蓄物資の更新はその都度行っているとしており、調達計画では平成23年度に目標量を充足していることになっている。しかし、調達計画は賞味期限を勘案したものとなっていないため、平成26年12月1日時点で目標量を満たしておらず、目標量を満たす時期が未定。
	新宿税務署		○			B C P は策定していないが、参集要員の7日分を目標量として備蓄している。平成28年度に賞味期限が到来したものが多数あり、目標量を満たしていないが、今後、B C P 策定後に調達する予定。
	東海北陸厚生局	○	●			予算及び保管場所の確保が困難であるため。
	北海道労働局	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	新潟労働局	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	広島労働局	○	○	○	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	札幌東労働基準監督署	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	三条労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	十日町労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	広島北労働基準監督署	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	福山労働基準監督署	○	○	○	●	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	鳴門労働基準監督署	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
農林水産省	札幌公共職業安定所	○	○	○	○	保管場所の確保が困難であるため。
	上越公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	新潟公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	広島公共職業安定所	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	東海農政局	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	北海道農政事務所	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	長崎地域センター	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	北海道森林管理局	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
	香川森林管理事務所	○	○	○	●	目標量を増やして間もないため。
	中部地方整備局	○	○			食料、飲料水を優先して備蓄しているため。
国土交通省	九州地方整備局	○	○	○	○	予算の確保が困難であるため。
	四国運輸局	○	○	○	○	現在の備蓄量（おおむね目標量の7割程度）で対応可能であるため。
	大阪航空局	○	○	○	○	目標量を増やして間もないため。
第二管区海上保安本部	○	○	○	○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。	

(注)1 当省の調査結果による。

2 本府省は平成27年4月1日時点、地方支分部局は26年12月1日時点において、目標量を満たす時期が未定となっている例について記載した。

3 「目標量を満たす時期が未定となっている品目」欄は、目標量を満たす時期が未定であり備蓄が全く行われていない品目については「●」、目標量を満たす時期が未定であるが備蓄は行われている品目については「○」を記載した。

4 「B C P」は、業務継続計画を表す。